

寝具類等供給業務委託仕様書

京都市立京北病院における、寝具類等供給業務に係る業務委託契約について、その仕様を下記のとおり定める。以下、京都市立京北病院を「甲」、受託者を「乙」とする。

- 1 契約期間は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までとする。
- 2 乙はこの仕様書の定める条件に従い、甲における病院用寝具類等の供給を行うものとする。
- 3 寝具類等の種別
 - (1) 病棟用寝具及び付添用寝具並びに患者衣の規格、品質等は別表のとおりとする。
- 4 年間予定数量
 - 病棟用寝具 23,725組(65組×365日)
 - 付添用寝具 1,825組(5組×365日)
 - 患者衣 730組(2組×365日)
- 5 業務の概要
 - (1) 清潔寝具の各リネン庫への搬入(各寝具類ごとに整理しておく。)また、不足を生じないための予備数を常備する。
 - (2) 不潔寝具の各不潔リネン庫からの搬出及び破損品の補修並びに洗濯
 - (3) 甲は、寝具類が血液及び汚物等で汚れた場合は、その旨を表示し、別扱いにして乙に引き渡す。
- 6 洗濯の基準
 - (1) 各寝具類の洗濯については、別表のとおりとするほか、乙の負担において補修、仕立直しを行い、衛生的かつ清潔で患者に不快感を与えない寝具類を提供するものとする。
 - (2) 寝具類の洗濯にあたっては、「病院、診療所等の業務委託について」(平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知)の別添1に定める衛生基準に従い寝具類を適正に処理しなければならない。
- 7 甲の責に帰すべき事由により、寝具類を紛失、焼失、大破損等により、乙に返戻できない場合は、双方協議のうえで実費を支払うことができる。寝具類の一部破損、一部焼害及び汚損については、乙の負担により補修を行うものとする。
- 8 甲・乙双方は、寝具類の衛生管理に注意し、寝具類を取扱う従業員に対して、労働安全衛生法に従い、所定の健康診断を実施するものとする。
- 9 乙は、天災、地変、人災、倒産等のため、一定期間継続して寝具類を提供できない場合は、速やかに甲に通知し、甲の了解のもとに、責任をもって本契約履行のための措置を講じなければならない。
- 10 甲、乙、は、他方に契約不履行又は詐欺、その他不正の行為があると認めるときは、締結された契約を解除することができる。
- 11 甲・乙は、信義誠実をもって、この条件を履行しなければならない。この条件に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲・乙協議して定めるものとし、協議が整わない場合は、甲の解釈によるものとする。

- 12 乙は業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。
- 13 乙は業務の実施に当たり患者等第三者に損害を及ぼした場合, 甲の責に帰すべき事由による時の他は, 乙は第三者に損害賠償の責を負わねばならない。

(別表)
寝具仕様

品名	1組数量	サイズ cm	色	仕様	洗濯基準
枕	1	35×50	ベージュ	制菌加工 パイプ 400g/ウォシュロン綿 350g ウォッシュャブル	年1回程度
ベットパット	1	90×200	白	側抗菌防臭中綿ポリエステル100%	年1回程度
掛布団	1	140×200	白	制菌中綿化繊 T/C/80/20 ウォッシュャブル	年1回程度
肌掛布団	1	140×200	ベージュ	制菌中綿化繊 T/C/65/35 ベルジェンヌ	年1回程度
シーツ	3	182×300	白	T/C/30/70#22.5	週1回程度
包布	6	150×210	白 花柄リ バーシ ブル	制菌加工横3本紐 T/C/30/70#22.5	週1回程度
枕カバー	3	40×67	白	制菌加工 T/C/30/70#22.5	週1回程度
防水シーツ	1	90×150	白	タオル地 ホワイト WAK・1	必要の都度

各寝具類は、本仕様に必要な数量を準備のうえ、予備寝具を各リネン庫に補充し、不足の生じない体制を確保すること。

患者衣仕様

品名	1名当たり数量	仕様	洗濯基準
上衣	7	C3502 T/C/30/70 ブルー ストライプ柄	週 2~3 回程度
下衣	7	C5502 T/C/30/70 ブルー ストライプ柄	週 2~3 回程度